

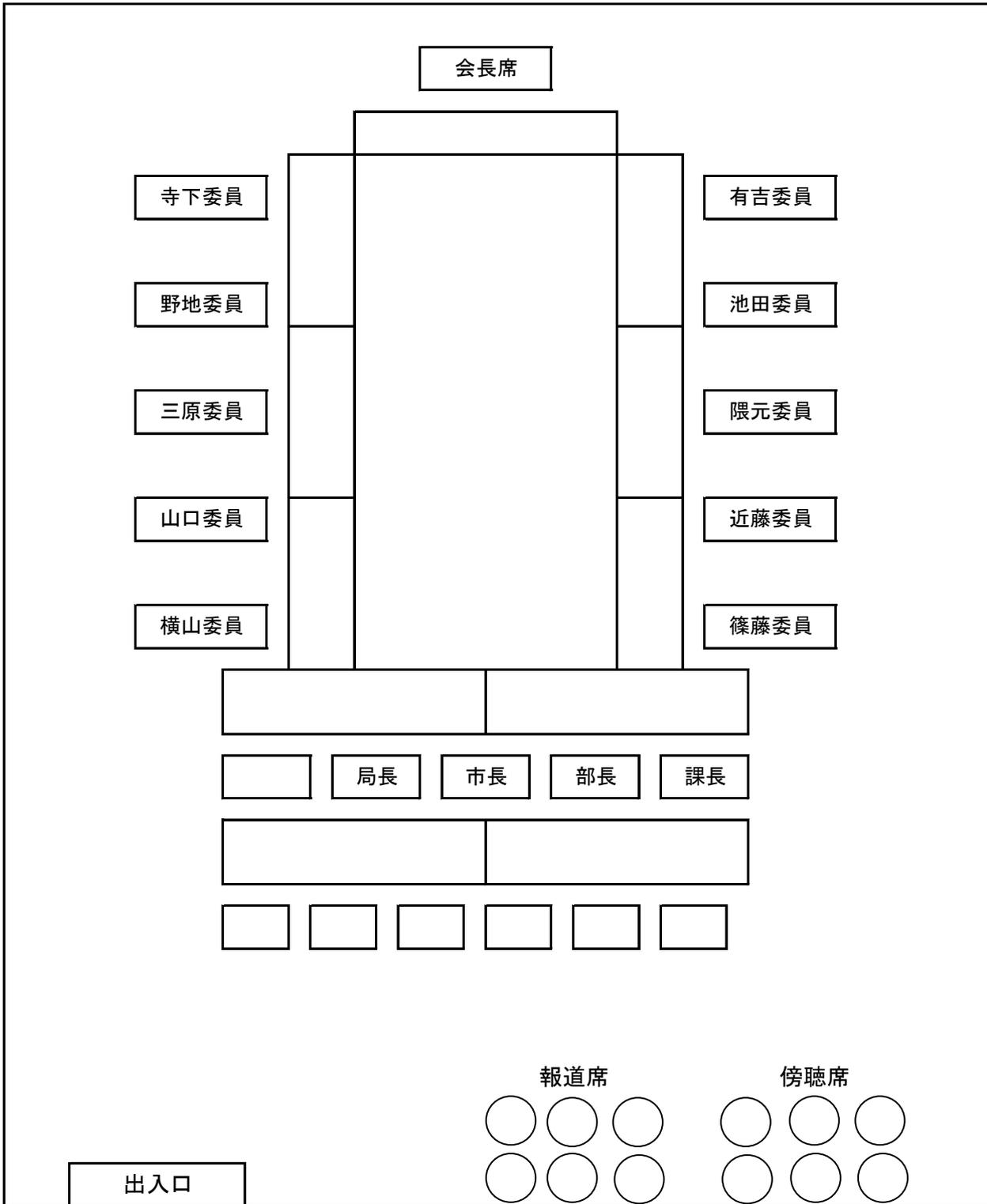
令和3年度 堺市特別職報酬等審議会
第1回会議 次第

令和4年1月5日（水）
本館地下1階 大会議室

（ 14時00分 開会 ）

1. 開会
2. 委員紹介
3. 事務局紹介
4. 市長挨拶
5. 会長選任 ・委員による互選
6. 職務代理人選任 ・会長により指名
7. 諮問 ・市長より諮問
8. 質疑応答
 ・市長の退職手当制度のあり方について
9. 閉会

令和3年度 第1回 堺市特別職報酬等審議会 座席表



■ 市長の退職手当制度の現状について

1 算出方法

$$\text{給料月額} \times \text{在職月数} \times \text{支給割合} = \text{退職手当額}$$

2 任期満了時の退職手当額

$$1,190,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月} \times 50/100 = 28,560,000 \text{ 円}$$

【参考】市長の給与の現状について（令和4年1月1日現在）

- ・給料月額 1,190,000 円（減額後 833,000 円）
- ・地域手当 119,000 円（減額後 83,300 円）
- ・期末手当（4.3 月分） 6,754,440 円（減額後 4,728,108 円）

※給料・地域手当・期末手当について、30%の減額措置を実施

堺市特別職報酬等審議会

(参考資料)

令和4年1月

堺市人事部

目 次

	ページ
1 堺市特別職報酬等審議会委員名簿……………	P 1
2 特別職報酬等審議会に関する条例・規則	
(1) 堺市特別職報酬等審議会条例……………	P 2
(2) 堺市特別職報酬等審議会規則……………	P 4
3 堺市特別職報酬等審議会の公開及び傍聴基準……………	P 5

1 堺市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は 50 音順)

	団 体 名 等	氏 名
委 員	弁護士	有吉 雅子
委 員	弁護士	池田 辰夫
委 員	堺経営者協会 代表者	隈元 英輔
委 員	大阪府立大学大学院 経済学副研究科長	近藤 真司
委 員	公認会計士・税理士	篠藤 敦子
委 員	堺市農業協同組合 代表者	寺下 三郎
委 員	堺商工会議所 代表者	野地 小百合
委 員	堺市自治連合協議会 代表者	三原 寧大
委 員	連合大阪大阪南地域協議会堺地区協議会 代表者	山口 由紀子
委 員	大阪労連堺労働組合総連合 代表者	横山 健

任 期 令和 3 年 11 月 15 日～令和 5 年 11 月 14 日

2 特別職報酬等審議会に関する条例・規則

(1) 堺市特別職報酬等審議会条例（昭和40年12月25日条例第34号）

(設置)

第1条 本市に堺市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、調査審議し、市長に対し意見具申するとともに、市長から諮問があったときは、当該諮問事項について答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、その委員は、学識経験者、堺市の区域内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年1月31日条例第4号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。

附 則(昭和44年3月31日条例第3号)
この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日条例第7号)
この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年1月30日条例第4号)
この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年12月23日条例第49号)
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後又は任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が行う。

附 則(平成16年9月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 堺市特別職報酬等審議会規則 (昭和 41 年 4 月 18 日規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市特別職報酬等審議会条例(昭和 40 年条例第 34 号。以下「条例」という。)の定めるところにより、条例の施行について必要な事項を定める。

(議長及び招集の通知)

第 2 条 会長は、会議の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、市長にその旨を通知するものとする。

(議決)

第 3 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の記録)

第 4 条 議長は、事務局をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記録させるものとする。

(運営の細則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 41 年 4 月 18 日から施行する。

3 堺市特別職報酬等審議会の公開及び傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の公開及び傍聴について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、出席委員の過半数の同意を得て、会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条各号に掲げる情報について審議することとなる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない場合又は会議の適正な運営に支障を生ずるおそれがある場合

(傍聴の定数)

第3条 会長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声器若しくはメガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 写真機又は録画機若しくは録音機の類を携帯している者（第6条ただし書の規定による許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 会長は、必要があると認められるときは、係員に前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かについて傍聴を希望する者又は傍聴人に質問し、及び検査させることができる。

3 会長は、前項の規定による質問又は検査に応じない者については、その傍聴を禁止することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
- (2) はち巻、ゼッケン又は腕章の類をする等の示威行為をしないこと。
- (3) 委員その他審議会関係者の発言に対して拍手、やじその他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、ラジオ、パソコンその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、映画、録音等)

第6条 傍聴人は、会場内において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を文書にて受けた場合は、許可を受けた範囲内において審議の妨げにならない方法により写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(非公開時における退場)

第7条 傍聴人は、第2条の規定により会議が非公開とされたときは、会場から退場しなければならない。

(秩序の維持)

第8条 傍聴人は、会長及び係員の指示に従い、会場を傍聴しなければならない。

- 2 会長は、傍聴人がこの基準の規定に違反する場合は、これを静止し、その指示に従わないときは、係員に命じ当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この基準は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。